

旅券(パスポート)の申請案内

(令和6年4月1日現在)

埼玉県内に住民登録又は居所がある方が申請できます。

「市町又は地域」の旅券窓口で申請・受取が可能です。6ページ以降にある「埼玉県旅券窓口一覧」を御覧ください。

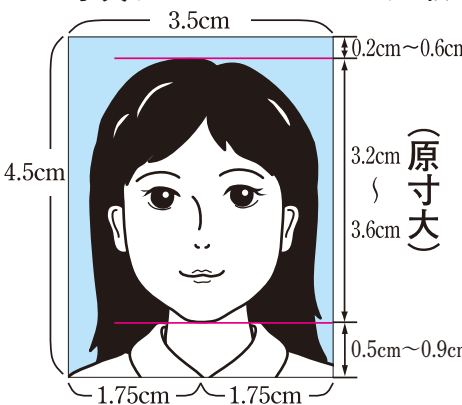
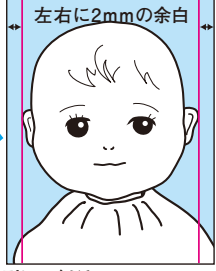
申請に必要な書類

他の書類が必要となる場合があります。くわしくは2ページの申請にあたっての注意事項を御確認ください。

<電子申請について>

- マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォン等でマイナポータルからいつでも電子申請ができます。旅券窓口にお越しいただくのは、旅券受け取り時の1回だけとなります。
- 詳しくは、埼玉県パスポートセンターホームページを御覧ください。



1 一般旅券発給申請書 1 通 最新の申請書を入手してください。 (お手持ちの古い申請書の場合、受付できない場合があります。) 申請書は旅券窓口のほか、市役所、町村役場、県庁(県民案内室)などにあります。 (申請書は全国共通です。)	10年有効旅券と5年有効旅券で、申請書が異なりますので御注意ください。 18歳未満の方は5年有効旅券のみの申請となります。 <ダウンロード様式を使った申請について> 外務省ホームページにある WEB 入力フォームに入力、印刷して申請書として使用できます。(拡大や縮小など印刷仕様の変更はできません。)				
2 戸籍謄本(全部事項証明書) 1 通 最新の記載内容で提出前6か月以内に発行されたもの ※戸籍抄本(個人事項証明書)や戸籍の附票では受付できません。	有効旅券をお持ちの方で氏名・本籍(都道府県名)に変更がない方は省略できます。ただし、親権者や国籍などを確認するために必要がある場合は、提出いただきます。 (なお、戸籍謄本の提出が不要の方も、申請書には本籍を番地まで記入する必要があります。申請の際は、事前に番地までの本籍を確認しておいてください。) ※同一戸籍内にある2人以上の方が同時に旅券を申請する場合は、戸籍謄本(全部事項証明書)1通とすることができます。				
3 写真(カラー、白黒いずれでも可) 1 枚  (提出前6か月以内に撮影したもの)	- 写真は申請書に貼らずにお持ちください。 - 申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの。 - ふちなして左図の寸法を満たしたもの。 (顔の寸法は頭頂からあごまで) - 無帽、無背景、影がないもの。 - 明るさやコントラストが適切であること。 - 変色、傷、汚れのないもの。 乳幼児などの丸顔の場合の注意点 左右に2mm程度の余白が無いと耳が入らないことがあります。  左右に2mmの余白 - ボックス写真、デジタル写真は画質に注意してください。 ドット(網状の点)やジャギー(階段状のギザギザ)、インクのにじみなどがみられるもの、画像処理を施したものは不適当です。写真専用紙を使用し鮮明な画質で印刷してください。 - より確実な本人確認のため、眼鏡を外した写真を推奨します。 - 目の周辺に髪の毛、マスク、眼鏡、つけまつげ、まつげエクステ等の一部やその陰が入らないようにしてください。 - カラーコンタクトや瞳のフチを広げるコンタクトの装着は不適当です。 - 不適当な写真は、申請をお受けできず撮り直していただく場合があります。 《不適当な写真例》 詳しくは、3ページを御覧ください。				
4 本人確認の書類 有効な原本(コピーは不可) 本人確認書類の氏名、生年月日、性別、ヨミカタ、住所、本籍等が申請書の記載内容と一致している必要があります。 ※本人確認書類の詳細及び該当するものがない方は、必ず事前に御相談ください。 ※代理人が申請書を提出する場合は、申請者本人と代理人の方それぞれの確認書類が必要です。	① 次のものは1点持参してください。 日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)、運転免許証、写真付きマイナンバーカード(個人番号カード)、写真付き住基カード、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、偽造防止・写真付き身体障害者手帳など ② ①がない場合は、次の2点(「イ+ロ」又は「イ+イ」)を持参してください。(「ロ+ロ」は不可) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">イ</td> <td> - 健康保険証、国民健康保険証、介護保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、こども医療費受給資格証 - 国民年金手帳(証書)、厚生年金手帳(証書)、共済年金証書、恩給証書 - 印鑑登録証明書(6か月以内のもの) + 実印(印鑑登録カードでは不可) など </td> </tr> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">ロ</td> <td> - 次のうち「写真付き」のもの 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書 - 有効期間の切れた日本国旅券(失効後6か月を経過した旅券で本人確認できるもの、この場合イのこども医療費受給資格証との組合せは不可) など </td> </tr> </table>	イ	- 健康保険証、国民健康保険証、介護保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、こども医療費受給資格証 - 国民年金手帳(証書)、厚生年金手帳(証書)、共済年金証書、恩給証書 - 印鑑登録証明書(6か月以内のもの) + 実印(印鑑登録カードでは不可) など	ロ	- 次のうち「写真付き」のもの 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書 - 有効期間の切れた日本国旅券(失効後6か月を経過した旅券で本人確認できるもの、この場合イのこども医療費受給資格証との組合せは不可) など
イ	- 健康保険証、国民健康保険証、介護保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、こども医療費受給資格証 - 国民年金手帳(証書)、厚生年金手帳(証書)、共済年金証書、恩給証書 - 印鑑登録証明書(6か月以内のもの) + 実印(印鑑登録カードでは不可) など				
ロ	- 次のうち「写真付き」のもの 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書 - 有効期間の切れた日本国旅券(失効後6か月を経過した旅券で本人確認できるもの、この場合イのこども医療費受給資格証との組合せは不可) など				
5 前回取得した旅券	- 有効な旅券をお持ちの方は、有効な旅券を提示しないと申請できません。 (新しい旅券の交付時に返納していただきます。) - 有効期限切れの旅券は、できるだけお持ちください。確認後、穴あけ処理をしてお返しすることができます。				
6 住民票の写し 埼玉県内に住民登録している方は、住民基本台帳ネットワークシステムで確認できるので不要です。(右の方以外)	- 以下の方は、住民票の写しが必要です。 ①埼玉県内に居住しているが、県外に住民登録がある方(2ページ「居所申請」参照) ②毎月第3土曜日の翌日の日曜日に県パスポートセンターで申請される方 申請日前6か月以内に発行された個人番号記載なしのものをお持ちください。 ※住民登録の変更直後は、直ちに左記システムに反映されない場合があります。				

●申請にあたっての注意事項●

切替申請（有効期間内の申請）

必ず有効旅券をお持ちください。
新しい旅券は旅券番号が変わります。

次に該当する場合は新たな旅券に切替ができます。ただし、旧旅券の残りの有効期間は切捨てになります。

- 残りの有効期間が1年未満になった場合
- 査証欄に余白がなくなった場合
- 旅券面の記載事項(氏名・本籍地の都道府県名等)に変更があった場合
- 損傷した旅券を作り直す場合
- 訂正旅券(旅券の追記欄に記載することにより訂正した旅券)を作り直す場合

残存有効期間同一申請

必ず有効旅券をお持ちください。
新しい旅券は番号が変わります。

有効旅券に記載されている氏名・本籍地の都道府県名等が変更になった場合、または、旅券の査証欄に余白がなくなった場合は、残りの有効期間と同一の期間を有効期間とする「残存有効期間同一旅券」を申請できます。

※申請に必要な書類等は旅券窓口までお問い合わせください。

居所申請※1

代理提出はできません。
必ず申請者本人がお越しください。

※右記の欄に記載の書類を御用意できない方は、事前に電話でお問い合わせください。

埼玉県以外に住民登録があり、埼玉県内に居住し、居住事実を立証できる場合、又は海外からの一時帰国者が埼玉県内に滞在している場合には、埼玉県の旅券窓口で申請することができます。

- 居所申請のできる方は1ページの「申請に必要な書類」の他に次の書類が必要となります。

埼玉県以外に住民登録している 学生、単身赴任者等
●個人番号省略の住民票(提出前6か月以内のもの) ●居所申請申出書 ●居所の立証資料 ・配達済の宅配便宛名ラベル(6か月以内) ・居所あてに届いた最新(6か月以内)の郵便物(消印が確認できるもの) ・居所が記載された最新(6か月以内)の公共料金領収書 ・居所の記載がある学生証又は在学証明書

埼玉県内に滞在する一時帰国者
●居所申請申出書 ●一時帰国の立証書類 ・長期滞在査証又は再入国許可のある日本国旅券 ・外国政府が発行した外国人登録証、永住証明書、再入国許可証、滞在許可証

(居所申請申出書は県ホームページからダウンロードするか旅券窓口で入手してください。)

- 二重国籍の方は、お持ちの旅券(日本国旅券及び外国旅券)を提示してください。

未成年者の申請

5年旅券の申請のみとなります。

申請書裏面の「法定代理人署名」欄(記入例5ページ⑤)に親権者である父又は母の署名(自筆)が必要です。

- 親権者が遠隔地にいる場合は、親権者の署名(自筆)のある「同意書」を提出してください。(同意書は県ホームページからダウンロードするか旅券窓口で入手してください。)

申請書の代理提出

※1、※2の場合や損傷した旅券を作り直す場合、ヘボン式によらないローマ字氏名表記を希望する場合は、申請者本人が来所してください。

申請書は、代理人でも提出できます。(例外あり。また、受取は必ず御本人です。)

- 申請書の記入にあたっては、「記入例」(4～5ページ)を御覧いただき、申請書表面の③、④、裏面⑥は、必ず申請者本人が記入してください。また、申請に必要な書類一式を代理人に持参させてください。
- 代理の方も本人確認書類が必要です。
- 1団体10人以上の代理提出を行う場合は、事前に電話予約が必要です。また、受取までの期間が概ね2週間以上かかります。

紛失・焼失等の届出※2

代理提出はできません。
必ず申請者本人がお越しください。

有効期間中の旅券を紛失・焼失等した場合は、すみやかに届け出る必要があります。届出には、写真1枚(1ページの規格)及び次のいずれかが必要になります。

- 警察に遺失届等を提出した場合は、届け出た警察署名と届出受理番号
- 消防署又は市町村の発行する罹災証明書

※届出によって旅券は失効し、使用できなくなるため、旅券を発見したこと等による届出の取り下げはできません。

※その他不明な点があれば、旅券窓口にお問い合わせください。

届出後、新規の旅券を申請することができます(届出と同時申請可)。この場合、写真(1ページの規格)は2枚必要になります。

※海外で旅券を紛失し、「帰国のための渡航書」で帰国した方で、新規の旅券を申請する場合は、1ページの「申請に必要な書類」の他に「帰国のための渡航書」が必要となります。

刑罰欄該当の場合

事前相談が必要です。

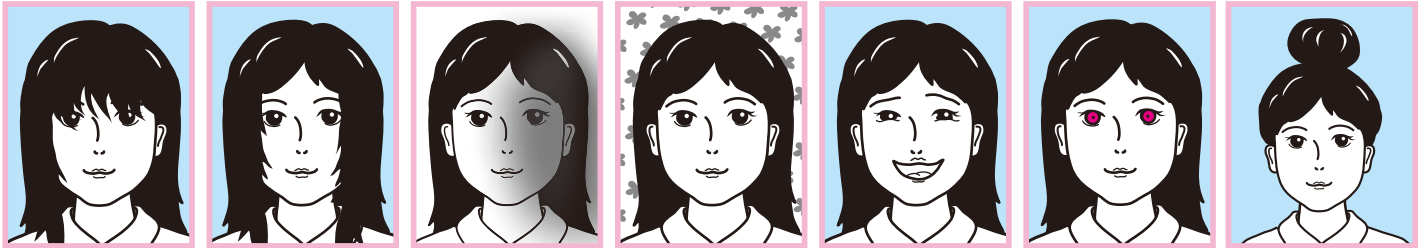
申請書の「刑罰等関係」に該当する方は、1ページの「申請に必要な書類」の他に提出していただく書類がありますので、8ページ②県の旅券窓口で電話でお問合せのうえ、御本人がお越しください。

- 審査には1か月以上かかります。余裕をもって御相談ください。

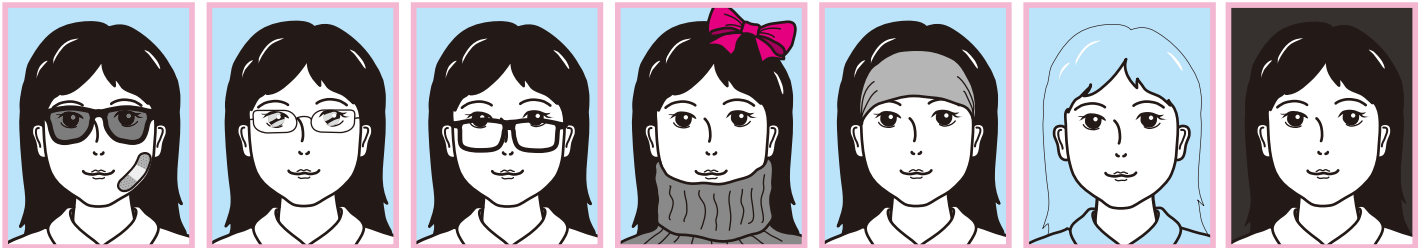
不適当な写真例

1

次のような写真は受付できません。イラストの例に当てはまらない写真であってもパスポート用写真としてふさわしくないもの（左右が反転している、焦点があっていないなど）、規格を満たさないもの（顔が中心部分から左右に寄っている、顔の大きさが大きすぎたり小さすぎたりするなど）は撮り直しをお願いする場合があります。



- 1 髪が目にかかって目元が見えないもの 2 顔の輪郭が隠れるもの 3 顔や背景に影のあるもの 4 椅子や壁紙の模様など背景のあるもの 5 平常の顔貌と著しく異なるもの(笑いすぎなど) 6 瞳がフラッシュ等で赤く写ったり、フラッシュやライトの形状が写り込んだもの 7 頭髮のボリュームが大きく、顔の面積が小さいもの



- 8 色付きの眼鏡・サングラスの着用や絆創膏のあるもの 9 照明が眼鏡に反射し目にかかっているもの 10 眼鏡のフレームが目にかかっているもの 11 衣服、マスク、スカーフ等の装飾品により顔の一部がかくれるもの 12 帽子、幅の広いヘアバンドなどにより頭部がかくれるもの 13 人物と背景の境目がわかりにくいもの

※眼鏡非着用を推奨します。

写真の規格については、外務省ホームページ「パスポート申請用写真の規格」も御覧ください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html



ヘボン式ローマ字一覧

は特に誤りやすいので御注意ください。

2

あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ	ん	が	ざ	だ	ば	ぱ
A	KA	SA	TA	NA	HA	MA	YA	RA	WA	N(M)	GA	ZA	DA	BA	PA
い	き	し	ち	に	ひ	み		り	ゐ		ぎ	じ	ぢ	び	び
I	KI	SHI	CHI	NI	HI	MI		RI	I		GI	JI	Ji	BI	PI
う	く	す	つ	ぬ	ふ	む	ゆ	る			ぐ	ず	づ	ぶ	ぶ
U	KU	SU	TSU	NU	FU	MU	YU	RU			GU	ZU	ZU	BU	PU
え	け	せ	て	ね	へ	め		れ	ゑ		げ	ぜ	で	べ	べ
E	KE	SE	TE	NE	HE	ME		RE	E		GE	ZE	DE	BE	PE
お	こ	そ	と	の	ほ	も	よ	ろ	を		ご	ぞ	ど	ぼ	ぽ
O	KO	SO	TO	NO	HO	MO	YO	RO	O		GO	ZO	DO	BO	PO

きゃ	しゃ	ちゃ	にゃ	ひゃ	みゃ	りゃ	ぎゃ	じゃ	びゃ	ぴゃ
KYA	SHA	CHA	NYA	HYA	MYA	RYA	GYA	JA	BYA	PYA
きゅ	しゅ	ちゅ	にゅ	ひゅ	みゅ	りゅ	ぎゅ	じゅ	びゅ	ぴゅ
KYU	SHU	CHU	NYU	HYU	MYU	RYU	GYU	JU	BYU	PYU
きょ	しよ	ちょ	にょ	ひょ	みょ	りょ	ぎょ	じょ	びょ	ぴょ
KYO	SHO	CHO	NYO	HYO	MYO	RYO	GYO	JO	BYO	PYO

撥音の「ん」は「N」で表記する

(例) かんだ KANDA

【特例】

B・M・Pの前では「N」ではなく「M」で表記する

(例) なんば NAMBA

(例) ほんま HOMMA

長音の「O」「U」は記入しない

(例) おおた OTA

(例) さいとう SAITO

(例) ようこ YOKO

(例) りょうへい RYOHEI

促音の「っ」は子音を重ねる

(例) はっとり HATTORI

(例) べっぴん BEPPU

【特例】ち(CHI) ちゃ(CHA) ちゅ(CHU) ちょ(CHO) 音に限り、その前に「T」を加える

(例) ほっち HOTCHI

●ヘボン式によらないローマ字氏名表記を希望する場合は、事前に電話又は窓口にお問合せください。

●旧姓併記

旧姓を旅券に追記したい方は、旧姓が確認できる書類（戸籍謄本、住民票の写し、個人番号カードのいずれか）を提出してください。

●別名併記

国際結婚、二重国籍等の理由により、戸籍上の氏名以外の姓や名を旅券に記載する必要がある場合には、別名として併記することができる場合があります。希望する場合は外国の公的機関が発行した綴りの確認できる書類（出生証明書、配偶者や父母の外国旅券等）を本人が提示又は提出し御相談ください。

登録した旅券のローマ字氏名表記は、原則として、変更できませんので御注意ください。

記入例 この記入例は 5 年用、10 年用共通です。

この記入例は 5 年用、10 年用共通です。

ダウンロード申請書は、一部レイアウト等が異なりますが、記入(入力)する項目及び留意事項は同じです。

- 一般旅券発給申請書は5年用、10年用及び残存期間同一用があります。
 - 18歳未満の方は、10年用旅券の申請はできません。
 - 申請書は機械読み取り用ですので、ていねいに記入してください。また、折り曲げたりしないでください。
 - 所持人自署は訂正できません。
- 〔黒又は青の濃いインクのボールペン又はサインペン及び消せるインクのペンは使用できません。〕

- ・18歳未満の方は、10年用旅券の申請はできません。

- ・申請書は機械読み取り用ですので、ていねいに記入してください。また、折り曲げたりしないでください。

- ・所持人自署は訂正できません。

黒又は青の濃いインクのボールペン又は万年筆
サインペン及び消せるインクのペンは使用でき

3

所持人自署

サインとして、そのまま旅券に転写されます。必ず申請者本人（小学生以上）がローマ字か日本語で署名してください。（小学生等で漢字が書けない方は、ひらがなでも可。）未就学の幼児でもひらがなが書ける場合は、御本人が署名してください。

2度書き、なぞり書き、かすれ、ぼたもれは、受付できません。

(本人署名の例)

漢字で書く場合

桜木藤子

ローマ字で書く場合

Sakuragi Fujiko

幼児等がひらがなで書く場合

さくらぎ ふじこ

乳幼児等(小学校入学前)で申請者本人が署名(サイン)できないときは、父又は母が代筆し、代筆者名を枠の下欄に記入(自筆)してください。

(代理署名の例)

与野太郎

与野 桜(母)代筆

与野太郎

by K. Yono (Father)

Taro Yono
by S. yono (Mother)

by S. yono (Mother)

住民票どおりの住所を記入してください。(簡略表記も可)

渡航中の国内の連絡先を記入
してください。
(一緒に渡航しない親族等)

枠内に記入してください

枠内に記入してください。

表

一般旅券発給申請書

(5年用)

新規・切替 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用)

受 理 年月日		受 理 番 号		
窓 口 記入欄		記入しないでください		
有効期間	☒ 5年 ☐ 子供	発行年月日	交付年月日	旅券 番号

1
写真貼らずにお持ちください
注意
1. 申請者本人のみ
2. 6ヶ月以内に撮影したもの
3. 正面、無帽、無背景
4. 縦45mm×横35mm
5. ふちなし。頭は額面から
顎までが34mm±2mm)
*提出された写真は旅券に転写
されます。
*裏面に氏名を記載してください。
F T = 2

2
姓 SAKURAGI
名 FUJIKO
ヘボン式でない表記を旅券面に記載する場合は裏面の氏名欄もご記入ください。

3
所持人自署
(この署名は旅券にそのまま転写され
ます)
桜木 藤子
(枠からはみ出さないように署名してください)

4
刑罰関係
1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか ☐
2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか ☐
3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。 ☐
4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか ☐
5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 ☐
6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。 ☐

記入しないでください



埼玉県パスポートセンターHPにアクセスできます。

で記入してください。
ません。

裏

ヘボン式ローマ字（3ページ②参照）によらない氏名表記を希望する場合、別名併記（旧姓併記を含む）を希望する場合は必ず御本人が記入してください。

戸籍どおりの字で記入してください。

ヘボン式ローマ字表記により活字体大文字で記入してください。（左記3ページ②参照）

戸籍どおりに記入してください。（簡略表記も可）
戸籍謄本の提出が不要の方も、申請書には本籍を番地まで記入する必要があります。申請の際は、事前に番地までの本籍を確認しておいてください。

過去に旅券を受領しなかったことがある方は「ある」に、そういことはなかった方は「ない」に✓印を記入してください。

初めての方は「ない」、一度でも取得したことがある方は必ず「ある」の枠内に✓印を記入してください。

この箇所は、必ず申請者本人が署名又は記入をしてください。

最後に発行を受けた旅券の旅券番号・発行年月日及び姓（ローマ字）を記入してください。

18歳以上の方が5年旅券を申請するときに記入してください。
10年用の申請書にはこの欄はありません。

該当する□に✓印を記入してください。
「はい」に該当する方は、その下の項目も記入してください。

よく読み、該当する□に✓印を記入してください。
「はい」に該当する方は、必ず事前に御相談ください。

出発予定日 令和5年8月30日 ※主要渡航先での滞在期間 ☒ 3ヶ月未満 ☐ 3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

① ☐ 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② ☐ 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的（具体的に）
②の場合は、二重発給が必要となる場合、渡航目的及び渡航先を記入してください。

今回の渡航先（渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください）

国名	コード
（姓）	（名）

最大31文字まで（別名を含む）

最大31文字まで（別名を含む）

注：旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字（別名併記を除く）までです。
記号（～など）や、数字（日数など）等は記入できません。但し、別名併記の（ ）は記入可。

外務大臣 殿 令和5年5月1日
大使 総領事 殿

※法定代理人自らが署名してください。
法定代理人（親権者、後見人など）署名

桜木 宮子

（1点でよい書類）
☐ 日本国旅券
☐ 運転免許証
☐ 個人番号カード
☐ 船員手帳
☐ 船積免状
☐ 気銃所持許可証

☐ 戦傷病者手帳
☐ 宅建取引士証
☐ 労働者手帳
☐ 身体障害者手帳
☐ （偽造防止、写真付き）

（2点必要な書類）
☐ 介護保険証
☐ 健康保険証
☐ 高齢者医療被保険者証
☐ 共済組合員証
☐ 年金証書等

☐ 介護保険証
☐ 印鑑登録証明書及び実印
☐ 常勤者医療被保険者証
☐ 他写真付きの身分証明書
☐ （学生証、社員証、公的な資格証明書など）
☐ 一時帰国者

本人確認欄
☒ 本人 ☐ 代理
☒ 非ヘボン ☐ 別名併記 ☐ 長音表記

疎明資料名（ ）
理由（ ）

出発予定日及び該当する□に✓印を記入してください。

申請者が未成年者等の場合は、法定代理人（親権者・後見人）自らが署名してください。
法定代理人とは、未成年者の場合は親権者である父、母、（養子）の場合は養親）又は後見人をさします。
法定代理人が遠隔地にいて署名困難な場合は、同意書を添付してください。
（同意書は県ホームページからダウンロードするか旅券窓口で入手してください。）

代理で提出する場合は、黒枠内を必ず記入してください。
ただし、法定代理人（上記⑤参照）が代わって提出する場合は記入不要です。

必ず申請者本人が記入してください。

必ず引受人（代理人）本人が記入してください。

申請書類等提出委任申出書
（法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です）

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。

令和5年5月1日

引受人氏名 春日部 相夫 申請者との関係 祖父

引受人住所 春日部市南3-4-5

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの（又は適正な記名）であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認し、また、引受人は、過去5年間、旅券の不正取扱いに関与したことがありません。

令和5年5月1日 連絡先電話番号 048 (XX-XX) XX-XXXX

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和16年12月21日

注意事項
1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示してください。
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

（別記第4号様式）



埼玉県旅券窓口一覽

※土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日・年末年始(12/29～1/3)は申請できません。
ただし、県の旅券窓口(大宮・川越支所・春日部支所)では日曜日も申請を受け付けます。
大宮は令和6年8月4日(日)、令和7年2月9日(日)も休業します。

①の市町村に住民登録のある方は、当該各市町の旅券窓口へ御申請ください。

ただし、事情がある場合は、②の県の旅券窓口又は①の川口市パスポートセンター、熊谷市パスポートセンターで
手続することもできます。

さいたま市、川越市、春日部市及び蕨市に住民登録のある方は、

②の県の旅券窓口又は①の川口市パスポートセンター、熊谷市パスポートセンターへ御申請ください。



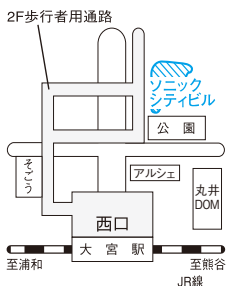
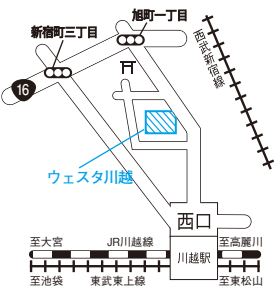
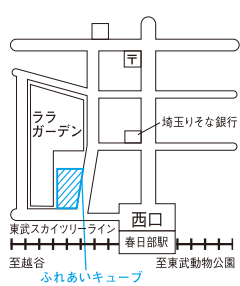
① 市町村の旅券窓口(50音順) ※休業日等は変更される場合がありますので各旅券窓口に御確認ください。

	市町村の旅券窓口 (50音順)	申 請	受 取
あ	○上尾市にお住まいの方 名 称 上尾市パスポートセンター 電話 048-871-6563 所在地 〒362-8501 上尾市本町3-1-1 上尾市役所本庁舎1階 最寄駅 JR 高崎線 上尾駅東口 (徒歩 8 分)	申請 (祝日を除く) 月～金曜日 9:00～16:30	受取 月～金曜日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:00 13:00～17:00
	○朝霞市にお住まいの方 名 称 朝霞駅前出張所パスポートコーナー 電話 048-452-6033 所在地 〒351-0006 朝霞市仲町2-1-6-101 コンフォール東朝霞1階 最寄駅 東武東上線 朝霞駅東口 (徒歩 1 分)		受取 月・火・水・金曜日 9:00～16:30 木曜日 9:00～19:30 日曜日 9:00～16:30
	○伊奈町にお住まいの方 名 称 伊奈町役場 住民課 電話 048-721-2111 所在地 〒362-8517 北足立郡伊奈町中央4-355 最寄駅 埼玉新都市交通伊奈線 (ニューシャトル) 伊奈中央駅 (徒歩 15 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30
	○入間市にお住まいの方 名 称 入間市役所 市民課 電話 04-2964-1111 所在地 〒358-8511 入間市豊岡1-16-1 最寄駅 西武池袋線 入間駅南口 (徒歩 10 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30 第2・第4土曜日 9:00～12:00
	○桶川市にお住まいの方 名 称 桶川市役所 市民課 電話 048-786-3211 所在地 〒363-8501 桶川市泉1-3-28 最寄駅 JR 高崎線 桶川駅西口 (徒歩 10 分)		受取 月～金曜日 8:30～17:15 土曜日(時間変更の場合あり) 8:30～17:15
	○加須市にお住まいの方 名 称 加須市役所 市民課 電話 0480-62-1111 所在地 〒347-8501 加須市三保2-1-1 最寄駅 東武伊勢崎線 加須駅北口 (徒歩 15 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 9:00～16:30
か	○川口市、埼玉県にお住まいの方 名 称 川口市パスポートセンター 電話 048-241-8010 所在地 〒332-0021 川口市西川口1-6-16 西川口駅前ビル3階 最寄駅 JR 京浜東北線 西川口駅西口 (徒歩 2 分)	申請は月～金曜日 9:00～16:30 (祝日を除く)	受取 月・水・金曜日 9:00～16:30 火・木曜日 9:00～19:30 日曜日 9:00～16:30
	○川島町にお住まいの方 名 称 川島町役場 町民生活課 電話 049-299-1754 所在地 〒350-0192 比企郡川島町大字下八ツ林870-1 最寄駅 東武東上線 川越駅 (タクシー 30 分)		受取 月～金曜日 9:00～17:00
	○北本市にお住まいの方 名 称 北本市役所 市民課 電話 048-591-1111 所在地 〒364-8633 北本市本町1-111 最寄駅 JR 高崎線 北本駅西口 (徒歩 10 分)		受取 月～金曜日 8:30～17:15 土曜日 8:30～12:00
	○行田市にお住まいの方 名 称 行田市役所 市民課 電話 048-556-1111 所在地 〒361-8601 行田市本丸2-5 最寄駅 秩父鉄道 行田市駅南口 (徒歩 10 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 9:00～11:30
	○久喜市にお住まいの方 名 称 久喜市パスポートコーナー 電話 0480-22-1111 所在地 〒346-8501 久喜市下早見85-3 久喜市役所1階 市民課(総合窓口)内 最寄駅 JR 宇都宮線・東武伊勢崎線 久喜駅西口 (徒歩 15 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30 第2・第4・第5日曜日 9:00～12:00 13:00～16:30
	○熊谷市、埼玉県にお住まいの方 名 称 熊谷市パスポートセンター 電話 048-577-5871 所在地 〒360-0037 熊谷市筑波3-202 ティアラ21 4階 最寄駅 JR高崎線・秩父鉄道 熊谷駅 (徒歩 2 分)		受取 月・水・金曜日 9:00～16:30 火・木曜日 9:00～19:30 日曜日 9:00～16:30
	○鴻巣市にお住まいの方 名 称 鴻巣市パスポートセンター 電話 048-577-3948 所在地 〒365-0038 鴻巣市本町1-2-1 エルミこうのすアネックス3階 最寄駅 JR 高崎線 鴻巣駅東口 (徒歩 5 分)		受取 月・火・水・金曜日 9:00～16:30 木曜日 9:00～19:00 日曜日 9:00～16:30
	○越谷市にお住まいの方 名 称 越谷市パスポートセンター 電話 048-969-1818 所在地 〒343-0816 越谷市弥生町16-1 越谷ツインシティBシティ4階 最寄駅 東武スカイツリーライン 越谷駅東口 (徒歩 1 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 9:00～16:30
	○坂戸市、毛呂山町、越生町、鳩山町にお住まいの方 名 称 坂戸市パスポートセンター 電話 049-283-1331 所在地 〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1 坂戸市役所1階 市民課内 最寄駅 東武東上線 坂戸駅北口 (徒歩 15 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30 土曜日 9:00～12:00
	○幸手市にお住まいの方 名 称 幸手市パスポートコーナー 電話 0480-43-1111 所在地 〒340-0192 幸手市東4-6-8 幸手市役所 市民課内 最寄駅 東武日光線 幸手駅 (徒歩 20 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30 毎月最終日曜日 9:00～11:30

	市町村の旅券窓口（50音順）	申 請	受 取
た	○狭山市にお住まいの方 名 称 入間川地区センター各種証明書発行コーナー 電話 04-2969-6311 所在地 〒350-1305 狭山市入間川1-3-1 狭山市市民交流センター2階 最寄駅 西武新宿線 狭山市駅西口（徒歩 1 分）	申請 （祝日を除く） 月～金曜日 9:00～16:00	受取 月～金曜日 8:30～17:15 土曜日 8:30～17:15
	○志木市にお住まいの方 名 称 市民サービスステーション 電話 048-473-3988 所在地 〒353-0004 志木市本町5-26-1 フォーシーズンズ志木8階 最寄駅 東武東上線志木駅東口（徒歩2分）	申請 （水曜日・祝日を除く） 月～金曜日 9:00～16:30	受取 月～日曜日 9:00～17:15 （水曜日を除く。ただし祝日の水曜日は開庁）
	○白岡市にお住まいの方 名 称 白岡市役所 市民課 電話 0480-92-1111 所在地 〒349-0292 白岡市千駄野432 最寄駅 JR 宇都宮線 白岡駅東口（徒歩 15 分）	申請 （祝日を除く） 月～金曜日 9:00～16:00	受取 月～金曜日 9:00～16:30 第2・第4日曜日 9:00～12:00
	○杉戸町にお住まいの方 名 称 杉戸町役場 町民課 電話 0480-33-1111 所在地 〒345-8502 北葛飾郡杉戸町清地2-9-29 最寄駅 東武スカイツリーライン 東武動物公園駅東口（徒歩 15 分）	申請は月～金曜日 9:00～16:30 （祝日を除く）	受取 月～金曜日 9:00～16:30 第2日曜日 9:00～12:00
	○草加市にお住まいの方 名 称 草加市バスポートコーナー 電話 048-922-2944 所在地 〒340-8550 草加市高砂1-1-1 草加市役所本庁舎2階 最寄駅 東武スカイツリーライン 草加駅東口（徒歩 5 分）		受取 月・火・木・金曜日 9:00～16:30 水曜日 9:00～21:00 日曜日 9:00～12:30
	○秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町にお住まいの方 名 称 秩父地域バスポートセンター 電話 0494-22-2211 所在地 〒368-8686 秩父市熊木町8-15 秩父市役所1階 市民課内 最寄駅 西武鉄道 西武秩父駅（徒歩 5 分） 秩父鉄道 御花畑駅（徒歩 5 分）		受取 月～金曜日 9:00～16:30 第2・第4木曜日 9:00～19:15 毎月最終日曜日 9:00～12:00 13:00～16:30
	○鶴ヶ島市にお住まいの方 名 称 鶴ヶ島市役所若葉駅前出張所 バスポートコーナー 電話 049-272-5622 所在地 〒350-2201 鶴ヶ島市富士見1-2-1 ワカバウォーク1F 最寄駅 東武東上線 若葉駅東口（徒歩 1 分）		受取 月・火・水・金曜日 9:00～17:30 木曜日 9:00～21:00 日曜日 9:00～17:30
な	○所沢市にお住まいの方 名 称 所沢市バスポートセンター 電話 04-2968-9719 所在地 〒359-0037 所沢市くすのき台1-14-5 グランエミオ所沢4階 最寄駅 西武線 所沢駅東口（徒歩1分）		受取 月～金曜日 9:00～16:30 第2・第4土曜日 9:00～12:00
	○戸田市にお住まいの方 名 称 戸田公園駅前出張所 電話 048-420-9734 所在地 〒335-0023 戸田市本町4-15-11 戸田公園駅前行政センター1階 最寄駅 JR 埼京線 戸田公園駅西口（徒歩 1 分）		受取 月～金曜日 8:30～20:00 土・日曜日・祝日 9:00～17:30
	○新座市にお住まいの方 名 称 新座市バスポートセンター 電話 048-424-9166 所在地 〒352-8623 新座市野火止1-1-1 新座市役所本庁舎1階 市民課内 最寄駅 東武東上線 志木駅南口（バス 12 分）、朝霞台駅南口（バス 16 分） 西武池袋線 東久留米駅東口（バス 17 分）、ひばりヶ丘駅北口（バス 17 分） JR武蔵野線 新座駅南口（バス 7 分）	申請 （祝日を除く） 月～金曜日 9:00～16:00	受取 月～金曜日 8:30～16:30 日曜日 8:30～12:00 （第1日曜日、第3土曜日に続く日曜日及び第5日曜日を除く）
は	○蓮田市にお住まいの方 名 称 蓮田市役所 市民課 電話 048-768-3111 所在地 〒349-0193 蓮田市大字黒浜2799-1 最寄駅 JR 宇都宮線 蓮田駅東口（バス 10 分）	申請は月～金曜日 9:00～16:30 （祝日を除く）	受取 月～金曜日 8:30～17:15 第4日曜日 9:00～12:00
	○羽生市にお住まいの方 名 称 羽生市役所 市民生活課 電話 048-561-1121 所在地 〒348-8601 羽生市東6-15 最寄駅 東武伊勢崎線 羽生駅東口（徒歩 15 分）		受取 月～金曜日 9:00～16:30 第1・第3日曜日 9:00～11:30
	○飯能市にお住まいの方 名 称 飯能市役所飯能駅サービスコーナー 電話 042-974-2257 所在地 〒357-0036 飯能市南町1-22 最寄駅 西武池袋線 飯能駅 改札南側（徒歩 1 分）		受取 月～金曜日 8:30～18:00 第2・第4日曜日 8:30～12:30
	○東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村にお住まいの方 名 称 東松山バスポートセンター 電話 0493-63-5000 所在地 〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58 東松山市役所1階 最寄駅 東武東上線 東松山駅東口（徒歩 15 分）		受取 月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 9:00～12:30
	○日高市にお住まいの方 名 称 日高市バスポートコーナー 電話 042-989-2111 所在地 〒350-1292 日高市大字南平沢1020 日高市役所1階 市民課内 最寄駅 JR 川越線 高麗川駅（徒歩 20 分）		受取 月・水～金曜日 9:00～16:30 火曜日 9:00～19:00 毎月最終日曜日(3月除く) 9:00～12:30 3月は年度末臨時開庁日
	○深谷市にお住まいの方 名 称 深谷市バスポートセンター 電話 048-572-5770 所在地 〒366-0052 深谷市上柴町西4-2-14 イトーヨーカドーアリオ深谷3階 キララ上柴 最寄駅 JR 高崎線 深谷駅南口（バス 10 分）		受取 月～金曜日 9:00～16:30 土・日曜日 9:00～16:30
	○富士見市にお住まいの方 名 称 富士見市バスポートコーナー 電話 049-251-2711 所在地 〒354-8511 富士見市大字鶴馬1800-1 富士見市役所1階 最寄駅 東武東上線 鶴瀬駅東口（徒歩 20 分、バス 10 分）		受取 月・火・水・金曜日 9:00～16:30 木曜日 9:00～19:00 第1土曜日 9:00～12:30
	○ふじみ野市にお住まいの方 名 称 ふじみ野市役所出張所バスポートコーナー 電話 049-261-0353 所在地 〒356-0006 ふじみ野市霞ヶ丘1-2-7 ふじみ野市サービスセンター2階 最寄駅 東武東上線 上福岡駅西口（徒歩 1 分）		受取 月～金曜日 9:00～17:15 日曜日 9:00～17:15
	○本庄市、美里町、神川町、上里町にお住まいの方 名 称 本庄市役所 市民課 電話 0495-25-1113 所在地 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 最寄駅 JR 高崎線 本庄駅北口（徒歩 15 分）		受取 月～金曜日 8:30～17:15 日曜日 8:30～12:00

	市町村の旅券窓口 (50音順)	申 請	受 取
ま	○松伏町にお住まいの方 名 称 松伏町役場 住民ほけん課 電話 048-991-1866 所在地 〒343-0192 北葛飾郡松伏町大字松伏2424 最寄駅 東武スカイツリーライン 北越谷駅東口 (バス 15 分)	申請 (祝日を除く) 月～金曜日 9:00～16:30	受取 月～金曜日 9:00～16:30 第2・第4日曜日 9:00～13:00
	○三郷市にお住まいの方 名 称 三郷市パスポートセンター 電話 048-953-1122 所在地 〒341-0038 三郷市中央1-14-2 三郷中央におどりプラザ2階 最寄駅 つくばエクスプレス 三郷中央駅 (徒歩 3 分) JR 武蔵野線 三郷駅南口 (バス 15 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 9:00～16:30
	○宮代町にお住まいの方 名 称 宮代町役場 住民課 電話 0480-34-1111 所在地 〒345-8504 南埼玉郡宮代町笠原1-4-1 最寄駅 東武スカイツリーライン 東武動物公園駅西口 (徒歩 5 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30
	○三芳町にお住まいの方 名 称 三芳町役場 住民課 電話 049-258-0019 所在地 〒354-8555 入間郡三芳町大字藤久保1100-1 最寄駅 東武東上線 鶴瀬駅 (バス 15 分)		受取 月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:30 第1土曜日(変更の場合あり) 9:00～11:30
や	○八潮市にお住まいの方 名 称 八潮市役所前出張所パスポートコーナー 電話 048-932-8010 所在地 〒340-0822 八潮市大瀬1-1-1 マインループ1階 最寄駅 つくばエクスプレス 八潮駅北口 (徒歩 1 分) 東武スカイツリーライン 草加駅東口 (バス 30 分)	申請 (祝日を除く) 月～金曜日 9:00～16:30	受取 月～金曜日 9:00～19:00 日曜日 9:00～13:00 ※日曜日は、八潮メセナ・アネックスで交付(八潮駅北口)
	○吉川市にお住まいの方 名 称 吉川市役所 市民課 電話 048-982-9692 所在地 〒342-8501 吉川市きよみ野1-1 最寄駅 JR 武蔵野線 吉川駅北口 (バス 10～13 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 9:00～12:00
	○寄居町にお住まいの方 名 称 寄居町役場 町民課 電話 048-581-2121 所在地 〒369-1292 大里郡寄居町大字寄居1180-1 最寄駅 東武東上線・JR/八高線・秩父鉄道線 寄居駅北口 (徒歩 1 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30
わ	○和光市にお住まいの方 名 称 和光市役所 戸籍住民課 電話 048-464-1111 所在地 〒351-0192 和光市広沢1-5 最寄駅 東武東上線・東京メトロ有楽町線・副都心線 和光市駅南口 (徒歩 20 分)	申請 (祝日を除く) 月～金曜日 9:00～16:30	受取 月～金曜日 9:00～17:15 第3土曜日 8:30～12:00

② 県の旅券窓口(駐車場はありませんので、電車・バス等を御利用ください。)

名 称	パスポートセンター(大宮)	川越支所	春日部支所
案内図			
最寄駅	大宮駅 (徒歩 5 分)	川越駅(徒歩5分)/本川越駅(徒歩15分)	春日部駅 (徒歩 5 分)
所在地	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル2階	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟4階	〒344-0064 春日部市南1-1-7 ふれあいキューブ (県東部地域振興ふれあい拠点施設) 5階
相談電話	(048) 647-4040	(049) 249-4181	(048) 739-1515
F A X	(048) 647-4076	(049) 246-3030	(048) 734-3325
申 請	月～金曜日 日曜日 9:00～16:30 休業日は申請できません。		
受 取	月・水・金・日曜日 9:00～16:30 火・木曜日 9:00～19:30 (16:30～19:30には申請できません。)		
休業日	土曜日・国民の祝日に関する法律の休日・年末年始(12/29～1/3)、大宮は令和6年8月4日(日)、令和7年2月9日(日)も休業します。 祝日が日曜日と重なる場合は申請・受取できます。		

●旅券(パスポート)の受取

受取は必ず **本人** です。代理での受取はできません。



- 有効旅券をお持ちの方は持参してください。持参しないと交付できません。
- 旅券は申請した旅券窓口で、お受け取りください。新しい旅券のお渡しは、原則として申請日から土・日・祝日・休日・年末年始(12/29～1/3)を除く6日目以降です。
- 旅券は申請した日から6か月以内にお受け取りください。
- 受取期限までに旅券を受領せず、旅券が未交付失効となった場合には次回申請時に通常より高い手数料を徴収します。
- お受け取りの際、右表の手数料を、国手数料は収入印紙(現金で購入)、埼玉県手数料はキャッシュレス決済で納付していただきます。電子申請の場合に限り、クレジットカードによる一括払いも選択できます。

※「年齢計算に関する法律」(明治35年法律第50号)により、年齢は誕生日の前日に1歳加算されます。手数料の減額措置は、12回目の誕生日の前々日までに申請を行った方に適用されます。

申請区分	手数料	内 訳	
		国手数料 収入印紙 (現金で購入)	埼玉県手数料 キャッシュレス決済
10年旅券	16,000円	14,000円	2,000円
5年旅券	11,000円	9,000円	2,000円
※12歳未満	6,000円	4,000円	2,000円
残存有効期間同一旅券	6,000円	4,000円	2,000円

※収入印紙の販売場所は、申請する各旅券窓口にお問い合わせください。